

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
インドネシア	高病原性鳥インフルエンザ及び新興・再興感染症対策のための国立検査室強化計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	高病原性鳥インフルエンザ及び新興・再興感染症対策のための国立検査室強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	212,000千円 H28.4.30まで	H25.3.26 ジャカルタで (同日)	日本側 鹿取克章在インドネシア大使 インドネシア側 ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H25.4.16 144号
インドネシア	第三次西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	第三次西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	961,000千円 H29.2.28まで	H25.3.26 ジャカルタで (同日)	日本側 鹿取克章在インドネシア大使 インドネシア側 ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H25.4.16 145号
インドネシア	広域防災システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	広域防災システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,500,000千円 H26.3.31まで	H25.3.26 ジャカルタで (同日)	日本側 鹿取克章在インドネシア大使 インドネシア側 ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H25.4.16 146号
インドネシア	インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金	1,500,000千円 -----	H25.4.30 ジャカルタで (同日)	日本側 鹿取克章在インドネシア大使 インドネシア側 ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H25.5.15 177号
インドネシア	インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金	550,000千円 -----	H25.4.30 ジャカルタで (同日)	日本側 鹿取克章在インドネシア大使 インドネシア側 ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H25.5.15 178号
インドネシア	インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金	300,000千円 -----	H25.4.30 ジャカルタで (同日)	日本側 鹿取克章在インドネシア大使 インドネシア側 ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H25.5.15 179号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。